事業再編に税務の壁

ヤフー訴訟判決、当局の裁量広げる

形式的M&Aに警鐘

グループ内の事業再編にかかる税金を巡りヤフーと税務当局が争った訴訟の判決が、M&A（合併・買収）の専門家の間に波紋を広げている。東京地裁は3月、法律の要件を形式的に満たしていても当局が租税回避とみなして課税する「包括否認規定」の適用を認めたが、その判断基準が分からない内容だったからだ。判決は税務署長の裁量を幅広く認めており、企業再編の実務に影響が出かねないとの指摘も出始めた。

（八十島綾平）

▼組織再編と税制　法人税法では企業の経営効率向上のため、組織再編について特別な課税ルールを設けている。再編で移転した資産は時価評価し、含み益を表面化させて課税するのが原則だが、再編前から支配関係があったり事業での関連性があったりすれば、簿価で資産移転を認め、例外的に課税を繰り延べられる。欠損金や資産の含み損を付け替えて黒字と相殺することも原則としてできないが、一定の要件を満たし、事業の関連性があったとみなせる合併の場合は例外的に認められる。

「原告の請求をいずれも棄却する」。3月18日、東京地裁がヤフー側の訴えを退けると、傍聴席の国税関係者から「よしっ」との声が漏れた。ヤフーが多数の税務専門弁護士を動員し、親会社のソフトバンクの孫正義社長まで証人台に立ったものの、地裁では国税側の完勝だった。ヤフー側は控訴した。

この裁判が注目を集めたのは、企業の組織再編で当局の課税裁量を幅広く認める法人税法132条の2の「包括否認規定」適用の是非を争った初の訴訟だったからだ。

包括否認規定は、想定外の方法で不当に税負担を減らす行為に歯止めをかけるために、税務当局が追徴課税できるようにする条項だ。ただ、適用基準があいまいで判例も存在せず、「抜かずの宝刀」といわれてきた。

今回、問題となった事業再編はこうだ。ヤフーは2009年、データセンター運営会社（ソフトバンクIDCソリューションズ、IDCS）を親会社のソフトバンクから約450億円で取得し、合併した。IDCSは当時、約540億円の欠損金を抱えていた。ヤフーはこの欠損金を引き継いで、自社の利益と相殺して税負担を減らす予定だった。

これに対し、麻布税務署は10年6月に追徴課税の更正通知書を送付。「貴社の買収行為は異常ない」（当時）が買収2カ月前にIDCSの役員に就任したのは、税務上の要件を形式的に満たすためだけだと判断。判決では就任時期や任期、職務内容など6つのポイントを具体的に示し、これらを総合的に勘案して事業の関連性がないと認定した。

さらに東京地裁は、事業上の必要性や経済合理性のあるM&Aであっても、租税回避行為として包括否認規定の対象となる場合があるとし、形式的に要件を満たしただけの再編にも規定を適用できるとした。

研究者の間では、もともと包括否認規定の適用は経済合理性のない租税回避行為に限られるという意見が多かった。それだけに、東京地裁は踏み込んだ解釈をしたとの指摘が多い。

裁判所はなぜ「形式的」再編と判断したのか

	ポイント	判断
①	ヤフー社長のIDCS役員就任	買収2カ月前の就任は期間が短すぎる
②	就任の時期	買収提案後で、買収のための就任だ
③	IDCS役員の去就	ほとんどが合併後にヤフー役員に就いていない
④	事業の継承	従業員が引き継がれていない
⑤	買収額の内訳	事業自体の価値といえない部分が買収額の4割超
⑥	事業規模	ヤフーとIDCSの規模の差が大きすぎる

し変則的で、税負担を不当に減少させる」として、包括否認規定を適用して欠損金の引き継ぎを認めなかった。

ヤフー側は、ソフトバンクの孫社長の提案をもとに、将来のクラウド事業拡大に備えて自前のデータセンターを持つことにしたと説明。一方、税務当局は500億円規模の社債償還請求の期限を控えたソフトバンクが、ヤフーから資金を吸い上げるために会社売却を提案し、高値で売る見返りに税務上のメリットというお土産をつけたと主張した。

東京地裁の判断は、ヤフーの取引は「形式的に法律の要件は満たしているが、明らかに法の趣旨・目的に反する」というものだった。

ヤフーの井上雅博社長は2日、サムスンに1億1900万ドル（約120億円）の賠償金支払いを命じる評決を出した。当初アップル側は22億ドルを求めていた。スマートフォンには10万件もの特許が使われており、数件の

専門家「契約実務に影響」

今回の事案について、M&A専門家の間では規定の適用はやむを得ないとする見方がある一方、裁判所が打ち出した基準については疑問の声も上がっている。組織再編の助言を手掛ける税理士は「（判決は）文字通り包括的な判断で、6つの要素のうち、どれが法の趣旨に反する決定的な行為だったのか分からない」と困惑する。

M&A契約に詳しい野田昌毅弁護士も「法の趣旨に明らかに反すると言われることを懸念すれば、再編を柔軟に検討できなくなり、萎縮効果が生じかねない」と話す。

実務への影響を懸念する声もある。ヤフーは、今回のM&Aで追徴課税が発生した場合は、買収価格の調整としてソフトバンクに手当してもらう契約をした。M&A契約でこうした保証条項は欠かせないが、この条項について国税庁と裁判所は、租税回避であることを自ら認めていた証拠だと判断した。

税務に詳しい岩品信明弁護士は「税務リスクの調査をするほど、当局から租税回避だと指摘されるリスクが高まることになりかねない」と話す。一方、野田弁護士は「税務リスクの調査を怠ると、取締役が善管注意義務違反に問われる恐れもある」と指摘する。

税務当局が今後、再編以外も含めて取り締まる姿勢を強めるかと言えば、話はそう単純ではない。国際課税ルールを検討している経済協力開発機構（OECD）の場では、税法全体をカバーする一般的包括否認規定（GAAR）の導入に日本は「慎重な立場」（政府関係者）だからだ。

日本が対外的に慎重姿勢をとるのは、外国企業への課税を強める新興国をけん制する狙いがある。例えばインドもGAAR導入を予定しており、日本が前向きな姿勢を示せば、新興国で日本企業の税務リスクを高めかねない。

国税庁内部では、今回の判決をどのように受け止めるか定まっていない。税務当局はヤフー案件の着手前も、複数の案件で包括否認規定の適用を目指したが、いずれも証拠や供述が不十分で見送ったとされ「当面は引き続き慎重に運用するはず」（税務専門の弁護士）との見方もある。もともと事例の蓄積が不可欠だとも言われており、抜かずの宝刀が今後も抜かれるかどうか、関係者の関心は高まっている。

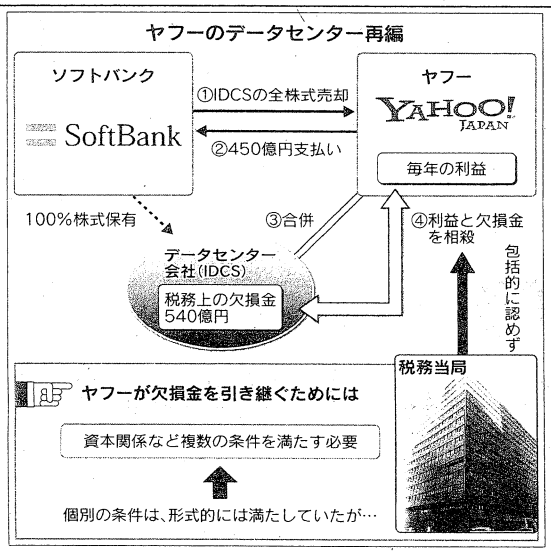

アップル・サムスン訴訟

技術特許 賠償に限界

米地裁評決

米アップルと韓国サムスン電子の特許侵害をめぐる訴訟で、米カリフォルニア州連邦地裁の陪審

法務